

# ESCO事業に関する取り組みについて

平成15年6月2日

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー対策課 田中一成

# 説明内容

1. ESCO事業の概要
2. ESCO事業に対する支援策
3. ESCO事業支援のための今後の取り組み

# E S C O (Energy Service Company) 事業とは

省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受する事業

省エネルギー方策発掘のための診断

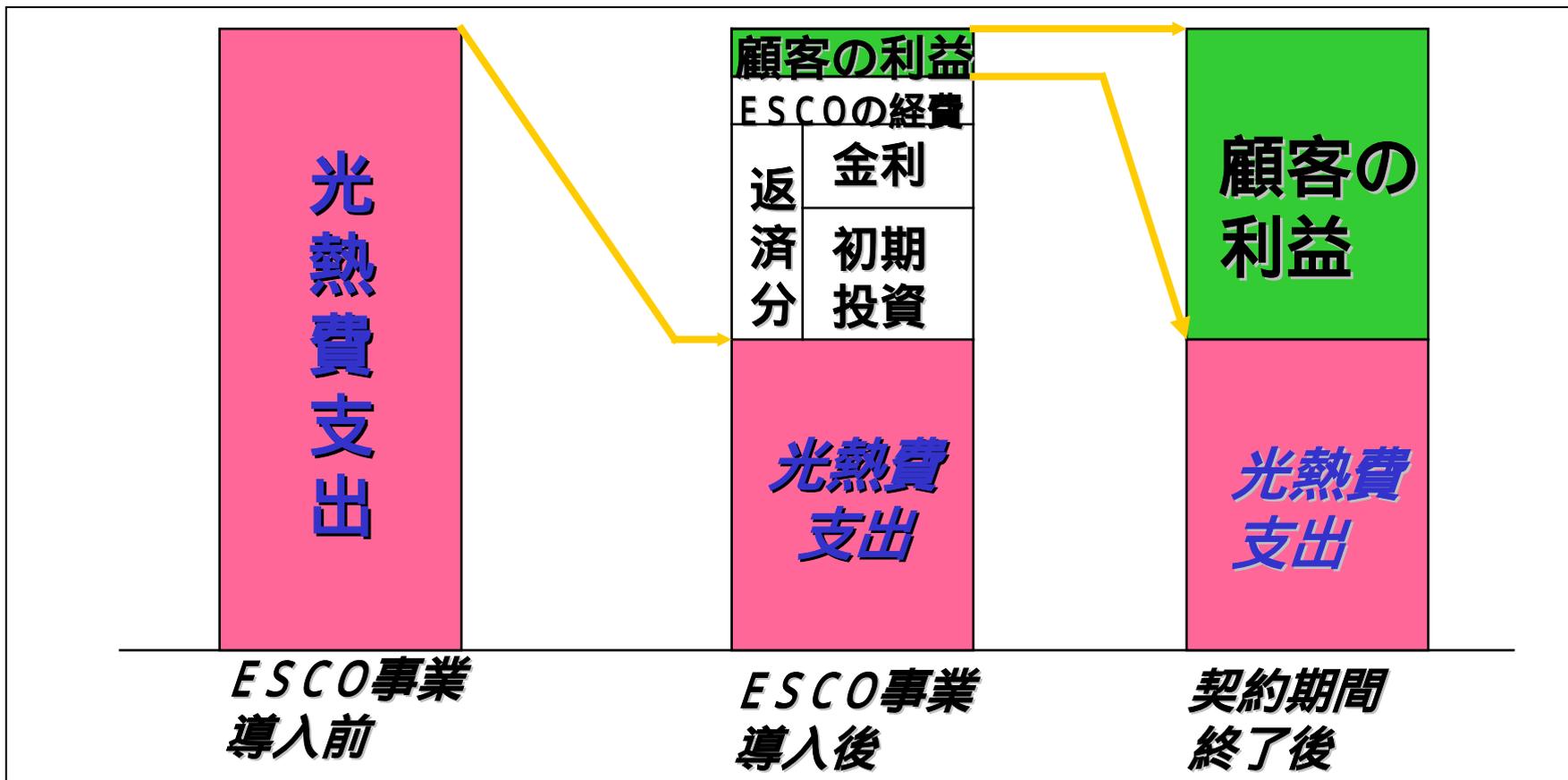
方策導入のための計画立案、機器導入・改修工事

導入後の省エネルギー効果の計測・検証

事業資金の調達・ファイナンス

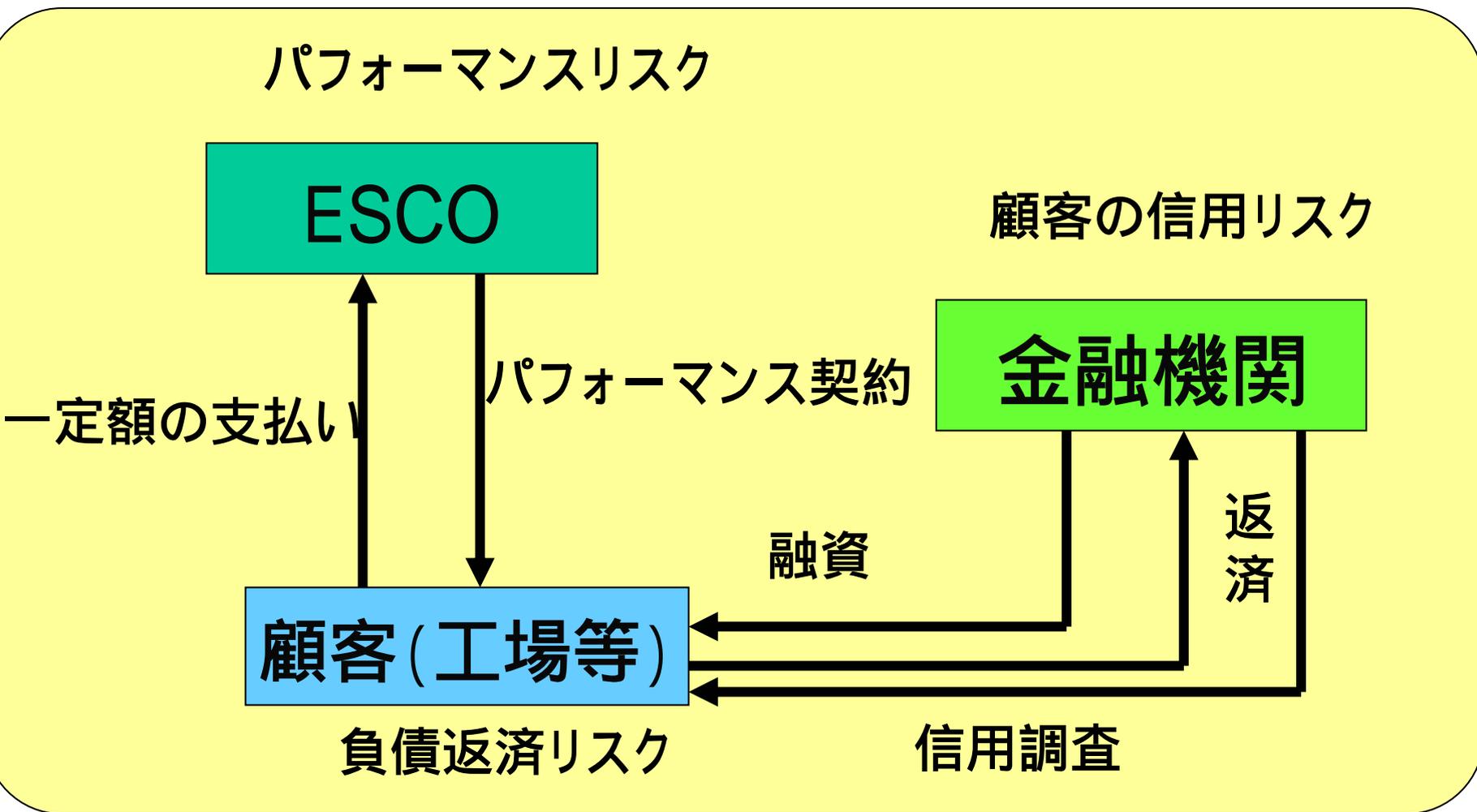
導入した設備やシステムの保守・運転管理

# ESCO事業の経費と利益配分

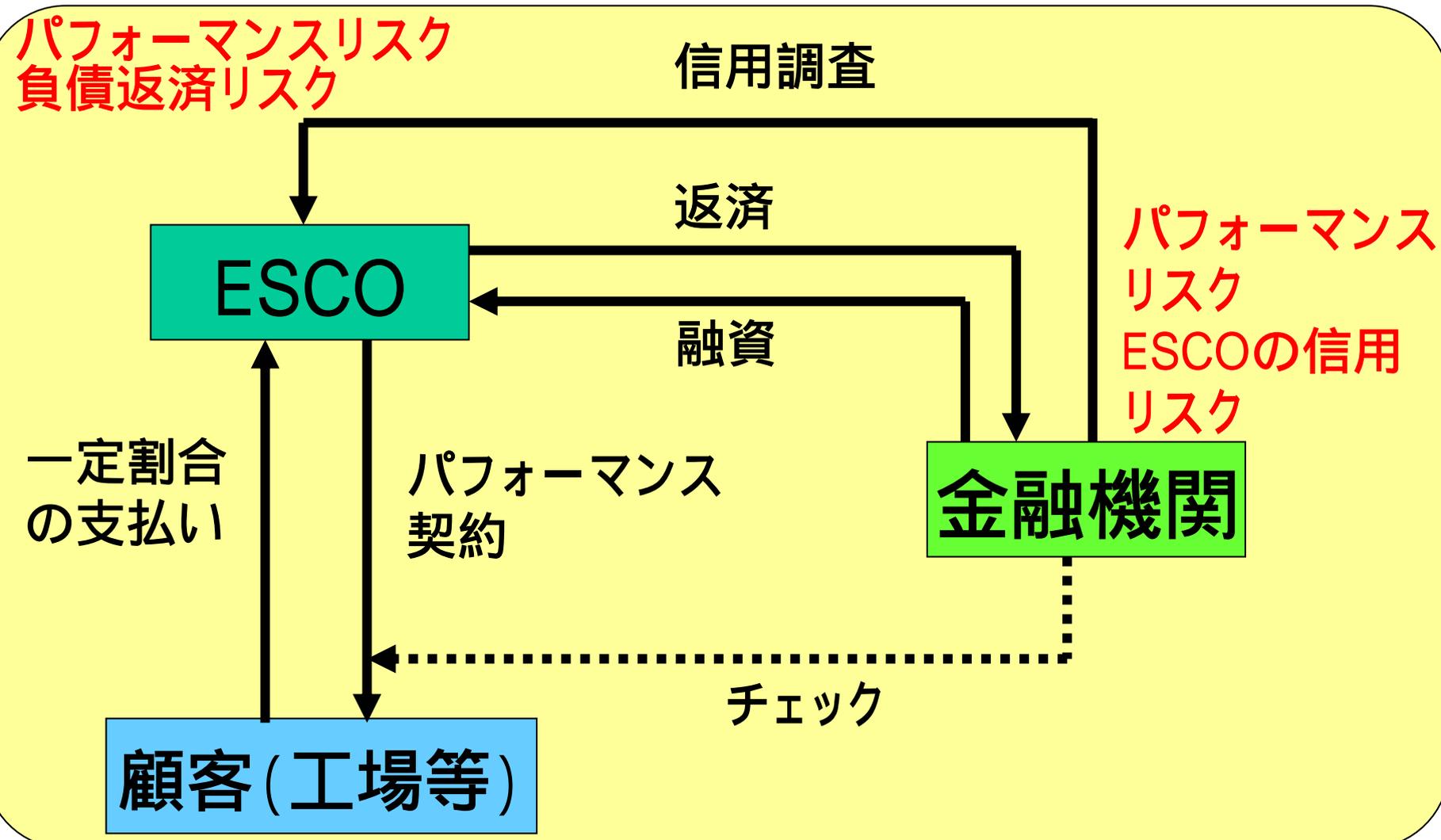


省エネ改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等は、全て省エネによる経費削減分でまかなわれる。また、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となる。

# ギャランティード・セイビングス契約 (節減額保証契約)

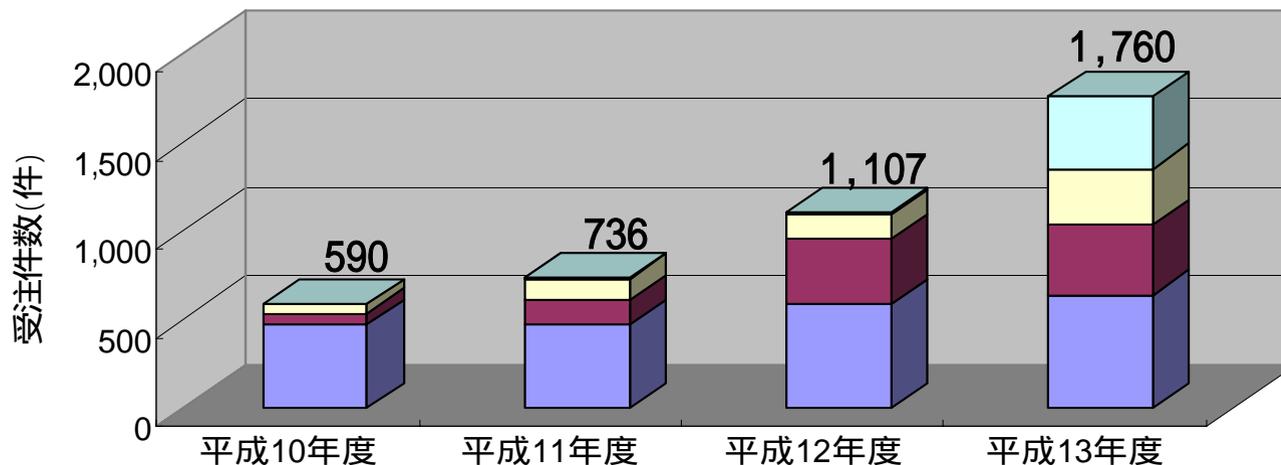


# シェアード・セイビングス契約 (節減額分与契約)



# ESCO受注件数の推移

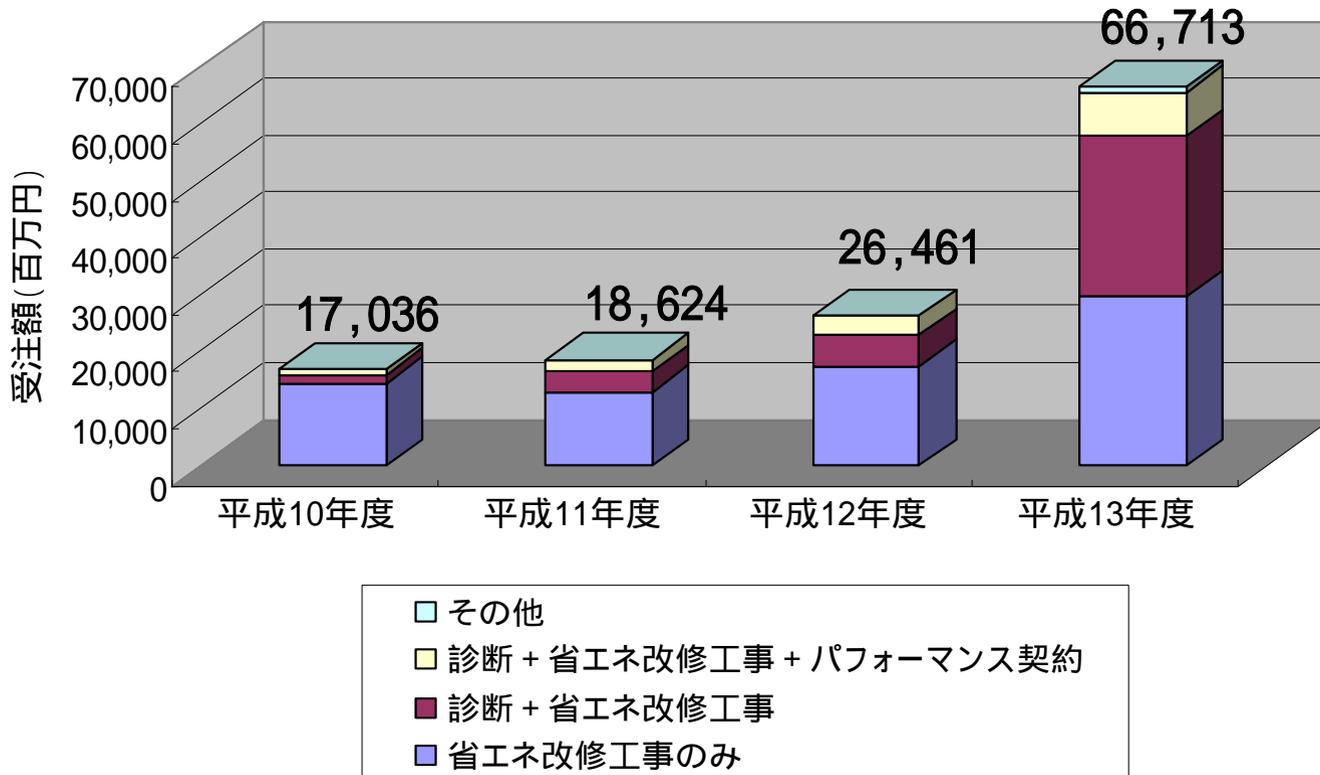
近年、受注件数が大幅に伸びており、特に平成13年度では、**対前年比1.5倍増以上**となっている。



- その他
- 診断 + 省エネ改修工事 + パフォーマンス契約
- 診断 + 省エネ改修工事
- 省エネ改修工事のみ

# ESCO受注額の推移

近年、受注額が大幅に伸びており、特に平成13年度では、**対前年比2.5倍以上**となっている。



# ESCO事業の潜在的市場可能性

**原油換算省エネルギー量** : 404万kl

– **潜在的工事投資規模** 2兆4,715億円

<業務部門> **省エネルギー率25%、単純回収年数7年**

省エネルギー量: 184万kl / 投資規模: 2兆475億円

<産業部門> **省エネルギー率10%、単純回収年数4年**

省エネルギー量: 220万kl / 投資規模: 4,240億円

出典: 1998年3月ESCO事業導入研究会報告書  
(財)省エネルギーセンター

# ESCO事業に対する支援策(平成15年度)

NEDO(新エネルギー・産業技術開発機構)より公募

## 【ESCO事業者に対する補助制度】

エネルギー使用合理化事業者支援事業 【123億円】

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業  
【134億円】

住宅・建築物高効率エネルギーシステム : 21億円

BEMS <業務用ビルエネルギーマネジメントシステム> : 36億円

地域省エネルギー普及促進対策事業 【28.1億円】

# エネルギー使用合理化事業者支援事業

平成15年度予算額: 123億円

省エネ効果が高く、費用対効果が妥当と認められるものに係る設備導入費、システム費用等について補助を行う。

なお、自主行動計画や省エネ法の中長期計画に沿った取組、ESCO事業を活用したモデル的取組など、政策的意義の高い事業の取組を重点的に支援する。

事業対象者：全業種（ESCO事業者申請の場合は、設備設置事業者との共同申請）

補助対象範囲：省エネ設備及び設計・工事一式

補助率：1 / 3（1事業当たり、補助金の上限は5億円）

# 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業

平成15年度予算額：21億円

事業者が住宅・建築物に関する高効率エネルギーシステムを導入する際の費用の一部を補助することにより、優れたシステムの普及促進を図る。

補助対象者：建築主、ESCO事業者等

補助対象範囲：住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業の実施に必要な機械装置・建築材料等に必要な費用

補助率：1 / 3

# BEMS導入支援事業

平成15年度予算額：36億円

エネルギー需要の最適な管理を行うためのビル用エネルギー管理システム(BEMS)を導入する際に支援を行う。

補助対象者：建築主、ESCO事業者等

補助対象範囲：BEMS導入支援事業に必要な機械装置・計測装置等の購入等に要する費用

補助率：1 / 3（1事業当たり、補助金の上限は1億円）

# 地域省エネルギー普及促進対策事業

地方公共団体が庁舎、病院、公民館、上下水道施設等の施設において、デモンストレーション効果の高い省エネルギー設備を導入する場合にその費用を補助する。

**補助対象者:** 地方公共団体

**対象事業:** 地域省エネルギー普及促進事業

地域省エネルギー普及啓発促進事業

**事業期間:** 上記 は最大4年間

は原則として1年間

**補助率:** 上記 は1/2又は1/3

は定額(100%:限度額2千万円)

# 主な金融上の助成措置 (ESCOを対象としている措置のみ)

## 産業部門(工場)

対象事業:年間100kl(原油換算)相当以上の省エネ事業で一定の要件を満たすもの

金利:政策金利 + 利子補給 (政策投資銀、沖縄公庫)

融資比率:50%

## 建築物(業務用ビル等)

対象事業:省エネ性能の向上に資する改修事業等

金利:政策金利 (利子補給受付期間内に融資されるものに限り、政策金利 + 利子補給)  
(政策投資銀、沖縄公庫)

融資比率:50%

## 中小企業者

対象事業:省エネに資する設備の取得等を行う事業

金利:特別利率 (中小公庫、国民公庫、沖縄公庫)

# ESCO事業支援のための今後の取り組み

## ESCO事業の資金調達手法拡大の検討

今後、比較的投資回収年数の長い案件にESCOを拡大していくためには、「**シェアード・セイビング方式**」の活用が鍵。

その普及に伴い、今後、ESCO事業者自らが資金を調達するニーズが高まっていくため、ESCO事業者がどのように資金を調達するかが大きな問題。

例えば、**金融機関によるプロジェクトファイナンスの実施等、金融機関のESCO事業に対する理解度の向上が重要。**

# 各金融機関のE S C O事業への取り組み状況

## 1. 銀行業界

都市銀行: 通常のコーポレートファイナンスの一環として実施。

他事業でのプロファイの実績。

地方銀行: E S C O事業に対する低い認知度。

政府系金融機関: 低利融資制度を実施。

## 2. リース業界

E S C O事業者が多く利用。リース業界全体としては未だ低い認知度。

## 3. 証券業界

直接金融を用いたスキームの可能性の検討。

## 4. 損害保険業界

違約金保険や機械保険などの商品を提供。

# ESCO事業者の資金調達上の主な課題と今後の方向性

## 1. 主な課題

小規模事業へのプロジェクト・ファイナンスの活用

顧客の倒産リスクへの対応

ESCO事業の審査手法の確立

## 2. 今後の方向性

資金供給プレイヤーの拡大

トラックレコードの蓄積

使い易い公的保証制度の整備